

水道法の改正について

◆全国の水道事業の課題

- ① 人口減少に伴う水需要の減少(料金収入の減少)
- ② 水道施設の老朽化の進行と更新の遅れ
- ③ 職員数の減少
- ④ 全国約3割の事業者で供給単価が給水原価を下回る原価割れの状態



◆課題を解決し、将来にわたる安全な水の安定供給のために、水道の基盤強化が必要



◆水道法改正(案)の概要

◆水道法改正(案)の概要	大分市の対応						
1. 関係者の責務の明確化 国、都道府県及び市町村は水道の基盤強化に関する施策を策定し、推進又は実施に努めなければならない(2条の2各項)	大分市上下水道事業経営戦略(計画期間10年)において、人口・水需要予測に基づいた向こう30年間の経営状況を見通し、今後10年間の水道事業の経営基盤強化に必要な取組み項目と目標を設定しました。						
2. 広域連携の推進 国は広域連携を含む水道の基盤強化のための基本方針を定め(5条の2、1項及び2項5号)、都道府県は基本方針に基づいて、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができる(5条の3、1・3・4項)	大分県が策定する大分県水道ビジョンに基づいて、広域化推進に向けた検討・取組みを進めていきます。 ≪本市としても今後、県内他事業者との情報や意見の交換を通して現状を把握し、連携の発展を図ります。経営戦略の取組みにおいても周辺事業者とともに解決できる課題についての検討を行います。≫						
3. 適切な資産管理の推進 【義務化】水道施設を良好に保つための維持修繕(22条の2)と水道施設台帳を作成・保管(22条の3) 【努力義務化】水道施設の計画的な更新と更新事業に係る収支の見通しの作成・公表(22条の3、1・2項)	水道施設の適切な維持管理については、管路の図面台帳とその他施設の施設台帳を作成しており、浄水施設などにおいては日々の運転管理・点検により健全度の把握し、良好な水道施設の保全に努めています。 水道施設の計画的な更新については、管路及び施設更新計画など策定しており、経営戦略の財政収支見通しにも反映されています。 更新期が到来する主要浄水場についても、最適な水源運用、施設規模、浄水・給水方法を検討した施設更新の基本計画づくりに 現在取り組んでおり、計画策定後は経営戦略に反映していきます。						
4. 官民連携の推進 水道施設に関する公共施設等運営権を民間業者に設定できる仕組み【※】を導入する(24条の4～24条の13) 【※】コンセッション方式による官民連携 ……施設の所有権を地方公共団体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する事業運営手法	水道法改正の背景にある人口減少社会の到来等による事業環境の変化のなかでも、持続可能な水道事業の経営基盤強化を図るための取組み項目を今後10年間の経営戦略のなかで掲げているところであり、現状では、本市水道事業へのコンセッション方式の導入の必要はないと考えています。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="text-align: center;">導入の要件/課題・ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">改正前</td> <td> 地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることが必要 ≪課題≫ 地方公共団体が、不測の事態発生時に、ライフラインである水道事業の運営に最後まで責任をもつことが難しい </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改正後</td> <td> 地方公共団体が水道事業の認可を返上することなく、民間事業者は、設定された運営権の範囲内で水道施設を運営 ≪ポイント≫ ◆コンセッション事業者の業務範囲から除かれるもの 『水道事業の全体方針の決定、全体管理』 経営方針の決定 利用者との給水契約の内容の決定及び締結 水道施設の建設、改修(新設工事、全面除却を伴う再整備) ◆地方公共団体の水道事業者としての責任 ・利用料金の設定範囲は、地方公共団体が条例で定めます ・民間事業者は地方公共団体のモニタリング(監視)を受け、国に監督されます。 </td> </tr> </tbody> </table>		導入の要件/課題・ポイント	改正前	地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることが必要 ≪課題≫ 地方公共団体が、不測の事態発生時に、ライフラインである水道事業の運営に最後まで責任をもつことが難しい	改正後	地方公共団体が水道事業の認可を返上することなく、民間事業者は、設定された運営権の範囲内で水道施設を運営 ≪ポイント≫ ◆コンセッション事業者の業務範囲から除かれるもの 『水道事業の全体方針の決定、全体管理』 経営方針の決定 利用者との給水契約の内容の決定及び締結 水道施設の建設、改修(新設工事、全面除却を伴う再整備) ◆地方公共団体の水道事業者としての責任 ・利用料金の設定範囲は、地方公共団体が条例で定めます ・民間事業者は地方公共団体のモニタリング(監視)を受け、国に監督されます。
	導入の要件/課題・ポイント						
改正前	地方公共団体が水道事業の認可を返上したうえで、民間事業者が新たに認可を受けることが必要 ≪課題≫ 地方公共団体が、不測の事態発生時に、ライフラインである水道事業の運営に最後まで責任をもつことが難しい						
改正後	地方公共団体が水道事業の認可を返上することなく、民間事業者は、設定された運営権の範囲内で水道施設を運営 ≪ポイント≫ ◆コンセッション事業者の業務範囲から除かれるもの 『水道事業の全体方針の決定、全体管理』 経営方針の決定 利用者との給水契約の内容の決定及び締結 水道施設の建設、改修(新設工事、全面除却を伴う再整備) ◆地方公共団体の水道事業者としての責任 ・利用料金の設定範囲は、地方公共団体が条例で定めます ・民間事業者は地方公共団体のモニタリング(監視)を受け、国に監督されます。						
5. 指定給水装置工事事業者制度の改善 指定給水装置工事事業者の指定に更新制(5年)を導入する(25条の3の2)	更新制(5年)導入の準備は進めています。現在約300者ある指定事業者は、当初の指定年次ごとに順次、更新の手続きをとる見込みです。更新情報の周知方法については現在検討中です。 <更新制とすることで、公表している指定事業者リストから、廃業者や連絡のとれない(指導監督や情報提供ができない)不明事業者を除くことができ、お客様サービスが向上します>						